

○：賛成 ×：反対 議：議長 欠：欠席 病：病気等 退：退席 除：除斥 無：無記名投票
※議長は採決に加わりません。

令和7年12月 第4回定例会

議案等番号	件名	議決月日	出席者数	表決者数	賛成	反対	議決結果	議員名(議席番号順)							
								1	2	3	4	5	6	7	8
議案第66号	広野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	12/19	8	7	7	0	原案可決	○	○	○	議	○	○	○	○
	「こども誰でも通園制度」を実施するにあたり、設備及び運営に関する基準を定めるため、児童福祉法の規定に基づき、本条例を制定するもの。														
議案第67号	広野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	12/19	8	7	7	0	原案可決	○	○	○	議	○	○	○	○
	令和7年度福島県人事委員会勧告に伴う福島県議会議員に係る期末手当の支給割合の改正に合わせ、本条例について所要の改正をするもの。														
議案第68号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	12/19	8	7	7	0	原案可決	○	○	○	議	○	○	○	○
	令和7年度福島県人事委員会勧告に伴う福島県特別職に係る期末手当の支給割合の改正に合わせ、本条例について所要の改正をするもの。														
議案第69号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	12/19	8	7	7	0	原案可決	○	○	○	議	○	○	○	○
	令和7年度福島県人事委員会勧告に基づく職員の給料月額、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の改定に関し、本条例について所要の改正をするもの。														
議案第70号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	12/19	8	7	7	0	原案可決	○	○	○	議	○	○	○	○
	令和7年度福島県人事委員会勧告に基づく一般職員の給料月額の改正に合わせ、本条例について所要の改正をするもの。														
議案第71号	大字及び字の区域変更について	12/19	8	7	7	0	原案可決	○	○	○	議	○	○	○	○
	圃場整備事業である復興基盤総合整備事業において、換地計画を定めるに当たり、道路や水路の付け替え及び新設が行われることに伴い、大字及び字の変更をするもの。														
議案第72号	工事請負契約の変更契約について(広野町ラジオ受信障害対策基地局等設置工事)	12/19	8	7	7	0	原案可決	○	○	○	議	○	○	○	○
	本工事(予定価格5000万円以上)の請負金額の変更による変更契約を締結するため、議会の議決を求めるもの。														
議案第73号	令和7年度広野町一般会計補正予算(第4号)	12/19	8	7	7	0	原案可決	○	○	○	議	○	○	○	○
	歳入歳出それぞれ3822万円を増額するもの。主な内容は、財産管理費の減額計上、地域振興対策費の増額計上のほか、福島県人事委員会勧告に基づく人件費の増額計上。														
議案第74号	令和7年度広野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	12/19	8	7	7	0	原案可決	○	○	○	議	○	○	○	○
	歳入歳出それぞれ77万円を増額するもの。主な内容は、償還金及び還付加算金のほか、福島県人事委員会勧告に基づく人件費の増額計上。														
議案第75号	令和7年度広野町介護保険特別会計補正予算(第3号)	12/19	8	7	7	0	原案可決	○	○	○	議	○	○	○	○
	歳入歳出それぞれ611万円を増額するもの。主な内容は、一般管理費、高額介護サービス等費、一般会計繰出金のほか、福島県人事委員会勧告に基づく人件費の増額計上。														

審議結果



にしうち げんた 西内 玄太 議員

一般質問

委託・指定管理

費用の適正性確保を！

町長／対応を行っていく

西内：物価、人件費等が高騰しています。町発注の委託費や指定管理料の適正性を確保するため、設計書及び仕様書作成において、社会福祉施設の指定管理を除き、複数社から見積書を取るか、複数を積取等を行う考えはあるか伺います。

町長：町発注の委託費や指定管理料の適正性を確保するため、設計書及び仕様書作成において、社会福祉施設の指定管理を除き、複数社から見積書を取るか、複数を積取等を行う考えはあるか伺います。



NPO法人広野みかんクラブが管理する中央体育館



(株) 広野町振興公社が管理する二ツ沼総合公園

若年層支援

独自の減税は可能か？

町長／住民税で一部対象は不可

西内：人口減少、少子化は変わらず当町の課題ですが、今後の若年人口の流出、移住定住事業の促進のため、若年世代の住民に対して独自の減税措置を行うことはできるか伺います。

町長：20代の住民を対象とした減税措置について、町税のうち固定資産税は所有者、軽自動車税は所有者または使用者、国民健康保険税は加入者がいる世帯の世帯主と対象者が限定的であり、より多くの若年世代の住民を対象とすることができないものとして住民税減税が考えられますが、地方税法の規定により全ての課税対象者に対して同じ税率で課税しなければならぬことから、一部の課税対象者のみを減税することはできません。